

# 個人住民税(市・県民税)の納付方法について

個人住民税(市・県民税)【納付書・口座振替】 納期限【口座振替日】

第1期・全期 / 6月30日(火) 第2期 / 8月31日(月) 第3期 / 11月2日(月) 第4期 / 2月1日(月)

## 現金で窓口納付の方

6月10日以降に「納税通知書」と「各期分・全期分の納付書」が郵送されますので、いずれかの納付書で各納期限までに指定金融機関等や出納室でお納めください。

## 指定金融機関等で口座振替納付の方

6月10日以降に納税通知書が郵送されますので金融機関名、名義人、振替方法(期別・全期)など相違がないか確認のうえ各納期限「振替日」の前日までに残高をご確認ください。



## 前納報奨金

この制度は、納税通知書に記入されている税額のうちまだ納期がきていない税金を1期分と一緒に納めた場合、その納付額の  $0.3/100$  (1つの納期の税額は30万円を限度) に、その納期までの月数をかけた額を報奨金として納税者に交付するものです。(100円未満は交付されません) なお、公的年金等から天引きされる個人住民税については、平成21年6月(1期)と8月(2期)分のみ前納報奨金の対象になります。

個人住民税を公的年金等から天引き(特別徴収)する制度について詳しいことは、リンク5月号25ページ、今月号6ページをご覧ください。

## 大切なお知らせ

いなべ市税条例の一部改正で、次のとおり前納報奨金の率を改定します。

従前

$0.5/100$



平成21年4月1日から

$0.3/100$



平成22年4月1日から

廃止

前納報奨金：引き下げ 廃止

現在、口座振替制度をご利用の方で、全期から期別への変更を希望される場合は、改めてご指定の金融機関窓口へ口座振替依頼書(期別)の提出が必要です。必ず、払込開始年月欄に「いつから」と記入し、お早めに提出してください。

## 期限内納付は社会のルールです

お忘れのないよう  
お納めください

6月の納付は

市・県民税 第1期・全期  
介護保険料 第2期

納期限(口座振替日) 6月30日(火)

前日までに預金通帳残高をご確認ください。

納付には便利な口座振替制度をご利用ください。  
お申し込みはお近くの指定金融機関等で!

問 員弁庁舎 納税課 T 74-5803 F 74-5859 / 問 大安庁舎 長寿介護課 T 78-3518 F 78-1114

## 桑名税務署からのお知らせ

所得税の予定納税(第1期分)  
納期 7月1日~31日

予定納税額の納付

振替納税を利用している方

納期限【7月31日(金)】に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

その他の方

納期限までに金融機関または所轄の税務署の窓口で納付してください。また、インターネットを利用して電子納税をご利用いただけます。電子納税をご利用いただく場合の手続きについてはe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

土・日・祝日は、金融機関と税務署窓口での納付はできません。

(注意!) 納付が遅れると、期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかる場合があります。

税金の相談はお気軽に電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターの利用【所轄税務署】: 自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

問 桑名税務署 T 22-5121 / 税に関する情報は 国税庁ホームページ www.nta.go.jp